

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？



外国人や海外在住日本人の 所在確認に関する弁護士会照会事例

調査室嘱託 尾形 繭子 Mayuko Ogata (61期)

本号では、外国人や海外に在住する日本人の所在確認に関する照会事例を紹介します。文中の【番号】は、会員サービスサイトの事例番号ですので、参考にしてください。

1 出入国履歴の照会【10】

相手方が日本国内にいるか、国外に出国しているか不明な場合、東京出入国在留管理局に対し、相手方の出帰国の有無や、出帰国の各年月日・出国先等を照会することができます。

東京出入国在留管理局から、照会に当たっての留意事項や回答事項等が記載された資料が開示されています。会員サービスサイトの事例【9】の※3に関連資料として掲載されていますので、是非ご覧ください。

2 外国人の所在調査

(1) 日本国内の住所等を知りたい場合

ア 在留カード記録の内容【9】

相手方が外国人であり、日本における住所・居所が分からない場合、東京出入国在留管理局に対し、在留カード記録上の最後の居住地を照会することができます。

イ 回収された登録原票の内容【11】

東京出入国在留管理局に対し、回収された登録原票の記載事項照会をすることにより、当該外国人の日本における住所等について回答を得ることができます。

もっとも、外国人登録制度は2012年7月9日に廃止されており、以後の更新がなされていないため、登録原票に掲載されている情報が最新のものであるとは限らない点や、2012年7月9日以降に入国した外国人については登録がなされていない点に注意が必要です。在留資格を有する外国人について、最新の住所等を知りたい場合には、在留カード記録上の

住所を照会することが有用です。他方、旧住所を知りたい場合や、2012年7月より前から在留する在留資格のない外国人に関する情報を得たい場合等には、回収された登録原票の照会を求めることとなります。

(2) 本国の住所等を知りたい場合

相手方が本国に帰国した後に、手紙を送付したり訴訟を提起したりするためには、相手方の本国における住居を知る必要があります。このような場合、東京出入国在留管理局に対し、対象となる外国人が提出した申請書類や回収された登録原票に記載された本国の住所等を照会することにより、回答を得られる場合があります。

(3) 収容されている可能性がある場合【13】

相手方である外国人が収容されている可能性がある場合には、東日本入国管理センター等に収容の有無を照会することにより、所在を確認する方法が考えられます。

3 海外に在住する 日本人の所在確認【50】

相手方が国外にいたことが判明したものの、その住所が分からない場合、外務省領事局政策課に対し、相手方の出国先を調査対象国として、在留届提出の有無や、在留届に記載されている在留地の住所を照会することができます。

外務省から、照会のための必要項目や書類が記載された資料が開示されています。会員サービスサイトの事例【50】の※1に関連資料として掲載されていますので、是非ご覧ください。

なお、親族等が被調査人の安否を確認するための所在調査の場合、弁護士会照会の手続は利用できず、三親等内の親族又は当該親族から委任を受けた弁護士が「外務省領事局海外邦人安全課 所在調査担当」に対して、所在調査を行うことができます。

